

業務委託仕様書

1 件名

洗濯等業務委託

2 業務場所

福島県ふたば医療センター附属病院（以下、「当院」という。）

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 817-1

3 業務の種類

(1) 院外洗濯

(2) リネン類供給

① 基準寝具の供給

② 清拭タオル、バスタオル、バスマット及びタオルケットの供給

(3) カーテン類賃貸借

4 契約期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日（60ヶ月）

5 院外洗濯業務について

院内の指定の場所から洗濯物を回収し、院外の受託者洗濯施設で洗濯後、指定の場所に納品する。

(1) 洗濯品目

別表1（1）のとおり

(2) 洗濯物の回収・納品場所等

① 回収・納品場所

別表1（2）、（3）のとおり

② 納品

受託者は、洗濯物の発注を受けてから原則7日以内に洗濯を完了し、当院の指定する場所へ納品しなければならない。しみ等での洗い直しの場合はこの限りではない。

③ その他

ア 集荷及び納品のときは、委託者・受託者双方が立ち会い、集荷にあたっては、委託者の洗濯物注文書と照合して受託者が受領し、納品にあつては、受託者の

納品書と照合して委託者が受領する。

イ 受託者は、洗濯作業中又は運搬中に発生した鉤裂、綻び、ボタン付け等小補修の必要が生じた場合は、小補修を行うこと。なお、洗濯物が破損の恐れのある場合は洗濯をせずに返品することができる。

ウ 受託者は、洗濯物の毀損、紛失又は不良品を生じたときは、その責において同等品を弁償又は洗い直しを行うこと。

6 リネン類供給

(1) 納入物品の仕様

別表2(1)、(2)のとおり

※ 寝具は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び医療法(昭和23年法律第205号)の規程による基準寝具の要件に適合すること。

※ 別途、委託者の要望のあったもので、当院・受託者の協議により納品することとなったものを含むものとする。

(2) リネン類の回収・納入

① 回収・納品場所

別表2(3)、(4)のとおり

② 受託者が準備する数量は、基準寝具については常備数とし、その他については、臨時交換にも対応できる数量を当院・受託者協議のうえ決定し、その必要数量を納入するものとする。

(3) その他

① 受託者は、納入物品の授受を明確にするため、納入物品に必要な帳票を備え付けるものとする。

② 受託者は、前項に定めた帳票を毎日正確に記載整理し、当院が必要あるとき、随時点検できるものとする。

③ 当院は、受託者が供給した納入物品を随時検査し、仕様書に適合しないと認められるものは、手直し又は交換を命ずるものとする。

④ 上記(1)、(2)については、病床数等により変更になることもあるものとする。

⑤ 破損したもの及び当院において修理などの必要があると認められた場合は、受託者はその都度修理しなければならない。また、繰り返しの補修などで使用に堪えないものなどは交換し、常に清潔なものを提供する。

7 カーテン類賃貸借

(1) 賃貸借物品の仕様・数量

別表3のとおり

※ 別表3に定められた仕様などのほか、消防法を遵守し必要に応じて加工などを行うこと。

例) スプリンクラーの散水障害にかかる部分については、メッシュ加工などを行う

(2) その他

破損したカーテン類及び当院において修理の必要があると認められた場合は、その都度修理しなければならない。しかし、破損の原因が当院にある場合は当院が弁償するものとする。

8 洗濯物等の搬入・搬出業務について（各業務共通）

- (1) 当院への物品の搬入・搬出は、リネン庫の専用出入り口を利用することとする。
- (2) 納品、回収および仕分け等は各搬送箇所の指定の場所に行く。
- (3) 汚染（感染）物（血液、嘔吐物、排泄物などによる汚染）については、当院職員がビニール袋に入れ、さらにそれを受託者側で用意する感染性リネン袋に入れ、受託者に渡す。その他、当院職員の指示に従う。
- (4) 寝具類は、洗濯などのため一時に多量に出るので、受託者は、寝具類を病院から運搬するとき、専用の寝具運搬車をもって運搬しなければならない。
- (5) 受託者は、洗濯又は消毒の完了した寝具類を病院に搬入するときは、他から汚染されることがないように専用の運搬車両で搬入しなければならない。
- (6) 抗がん剤が付着したりリネンや放射線同位元素に汚染されているものについては、原則当院で廃棄する。なお、当院の責任で汚染し、廃棄となった場合は、当院で弁償するものとする。

ただし、廃棄不可（枕、褥瘡枕、拘束帯、布団、毛布、マットレス）なもので、当院感染マニュアルに従い当院で一次処理（中和）したものは、汚染物と同様の取扱いとする。

9 洗濯等について（各業務共通）

- (1) 洗濯は、病院洗濯物のみを取り扱う受託者の専門施設で行うこと。
- (2) 施設は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14（【参考1】）に規定された基準を全て満たすこと。また、「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号厚生労働省健康政策局指導課長通知。以下「通知」という。）」別添1（【参考2】）に定める衛生基準を満たすこと。
- (3) 洗濯回数及び洗濯品目等は別表1から3のとおりとし、衛生的かつ清潔なものを提供しなければならない。

- (4) 洗濯による仕上げ品は、次のとおりとする。
- ① 汚れ垢異物などを可能な限りに完全に除去し、薬品及び石けんの臭気等を残してはならない。
 - ② 完全に乾燥していなければならない。
 - ③ 使用目的に従い、適当のり付けをしなければならない。
 - ④ 原型を保ち、使用目的に従い、アイロン等をかけ、小じわを残さないこと。
 - ⑤ 正しくたたみ付けをしなければならない。
 - ⑥ 衛生的かつ丁寧な取扱いをしなければならない。
- (5) 消毒は、熱湯による消毒（80℃で10分以上）など、通知別添1（【参考2】）第二の3(2)②に定める消毒法によること。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症等の病原体により汚染されているもの（汚染されているおそれがあるものを含む。以下同じ。）についての消毒等は、病院で処理するものとする。
- (7) 上記(6)以外の感染症などの病原体などにより汚染されているものについては、通知別添2（【参考3】）の消毒方法により消毒することとし、受託者はそれを滅菌するうえで必要な機材を備えていなければならない。
- (8) この他、寝具について医療関連サービスマークの認定に関わる事項をすべて遵守すること。

10 受託者側の責務

(1) 受託者の責務

- ① 受託者は、業務従事者の院内での行為については全ての責任を負うものとし、業務上で負傷又は死亡したときにおいても同様とすること。
- ② 業務従事者を変更する場合は、業務に支障を来さないよう引継ぎに万全を期すること。
- ③ 受託者は、業務従事者の服務規律の維持に責任を負うこと。
- ④ 受託者及び業務従事者は、院内秩序の保持に努めなければならないこと。
- ⑤ 受託者は、契約の満了又は解除に伴い業務を引き継ぐときは、当院の運営に支障がないように十分な内容をもって引き継ぎを行うこと。
- ⑥ 受託者は、現場指導を定期的に行い、問題が発生したときに速やかに対応できる体制を確立しておくこと。
- ⑦ 受託者は、院内・外を問わず、当院の洗濯、補修、運搬等に従事する業務従事者等の健康管理に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診

断を行うこと。

⑧ 受託者は、当院の要望事項等に的確に対応できるようにすること。

(2) 現場責任者の責務

① 業務従事者の指揮及び業務従事者に必要な教育を行うこと。

② 当院と円滑な業務運営のための協議、連絡を行うこと。

(3) 業務従事者の責務

① 業務従事者は、業務を行うに適した清潔な服装を着用し、会社名、氏名を分かるようにすること。

② 業務従事者は、言語、行動等には十分留意し、患者及び職員等に不快感を与えないようにすること。

③ 業務従事者は、業務に関係のない場所には立ち入らないようにすること。

(4) 事故発生時の対応

① 受託業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちにその旨を当院に報告し、その指示に従うものとする。事故等の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく当院にその処理経過及び結果を報告しなければならない。

② 事故等の処理後、報告書を作成し、当院に提出しなければならない。

(5) 業務従事者の駐車場

受託者の業務従事者の駐車場は、当院との協議により決定するものとし、当院が管理する駐車場を当院の許可なく使用してはならない。

(6) 受託者変更に伴う引継ぎ

業務の契約期間の翌年度において受託者が変更した場合には、受託者は次の受託者に対し、当該翌年度の3月25日から3月31日までの間において、当院立会いのもと、業務の引継ぎを行うものとする。

11 請求について

請求は、契約に基づき月毎に請求するものとする。

(1) 院外洗濯

当該月の利用枚数に、契約に定める1項目当たりの単価を乗じて得た額に消費額を加算した額を請求金額とする。

(2) リネン類供給

① 基準寝具類

納入方式請求（請求組数×日数×実契約単価）とする。また、寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合、追加洗濯料を支払うものとする。

② 清拭タオル、バスタオル、バスマット及びタオルケット

当該月の利用枚数に、契約に定める 1 枚当たりの単価を乗じて得た額に消費額を加算した額を請求金額とする。

(3) カーテン類賃貸借

当該月について契約に定める賃貸借業務一式の月額単価に消費税相当額を加算した額を請求金額とする。

カーテン類の賃貸借料金は定期メンテナンス（洗濯）料金を含めた金額とする。

12 その他

(1) 仕様書において当該業務の実行者を特に指定していない場合は、原則全て受託者が行うものである。

(2) この仕様書に明記されていない事項で当該業務の実行上疑義が生じた場合は、その都度、当院と受託者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

別表 1 (院外洗濯業務)

(1) 洗濯品目

	洗濯品目	洗濯方法	予定数量 (5年間)
職員被服	看護上衣等	水洗い	20,800 枚
	ズボン	水洗い	20,800 枚
	診察衣	水洗い	5,475 枚
	術衣	水洗い	21,900 枚
	手術衣ワンピース	水洗い	60 枚
	タクティカルジャケット	水洗い	1,825 枚
	タクティカルスラックス	水洗い	1,825 枚
	ジャージ上着	水洗い	780 枚
	ジャージズボン	水洗い	780 枚
	DMAT ジャンパー (ジャンパー)	水洗い	50 枚
	DMAT ズボン	水洗い	50 枚
	帽子	水洗い	50 枚
	Tシャツ	水洗い	260 枚
	その他	検診衣	水洗い
体位交換用枕 (本体・丸クッション)		水洗い	180 個
体位交換用枕カバー		水洗い	600 個
バナナターン本体 (S)		水洗い	60 個
バナナターン本体 (M)		水洗い	60 個
バナナターン本体 (L)		水洗い	60 個
バナナターンカバー		水洗い	600 個
フドー手袋		水洗い	240 個
抑制体		水洗い	120 組

	毛布	水洗い	60枚
--	----	-----	-----

※予定数量は、令和 5 年度中で想定された数量であり、発注することを約束したものではありません。

(2) 回収場所

品目	階	場所	回収頻度
職員被服	2階	職員更衣室 等	週 2 回
その他	1階	リネン庫 (汚染)	週 1 回

(3) 納品場所

品目	階	場所	納品頻度
職員被服	2階	倉庫	週 2 回
その他	1階	リネン庫 (清潔)	週 1 回

別表2（リネン類供給）

※下記に記載されていない規格、仕様については、当院・受託者協議し決定するものとする。

(1) 寝具類の仕様と納入量及び洗濯・補修基準

別紙 福島県ふたば医療センター附属病院寝具設備仕様書参照

(2) タオル類

品名	規格	洗濯回数	予定数量
清拭タオル	34*87 220 匁 柄付	週2回	18,250 枚
バスタオル	63*130 800 匁 柄付	週2回	12,775 枚
バスマット	42*65 800 匁 柄付	週2回	12,775 枚
タオルケット	140*200 マヤ織り ブルー	週2回	600 枚

※予定数量は、令和5年度中で想定された数量であり、発注することを約束したのではない。

(3) 回収場所

品名	階	場所	回収頻度
寝具類	1階	リネン庫（汚染）	週1回
タオル類	1階	リネン庫（汚染）	週2回

(4) 納品場所

品名	階	場所	納品頻度
寝具類	1階	リネン庫（清潔）	週1回
タオル類	2階	倉庫	週2回

別表3（カーテン類賃貸借）

カーテン類の仕様・数量

品名	規格・枚数等	メンテナンス(洗濯)頻度	回収・取付
別紙参照	別紙参照	期間中4回 (5年契約)	受託者はカーテンを回収し、それを洗濯後、指定の場所に納品・交換を行うものとする。 交換時には予備のカーテンを受託者負担で用意し交換作業を行うものとする。

※洗濯回数については、最低基準であり、汚れ具合や委託者からの要求があった場合は、その都度洗濯をし、必要によってその都度交換すること。

福島県ふたば医療センター附属病院寝具設備仕様書

1. 寝具の仕様及び年間数量

・救急関係寝具(23組)

種類	名称/仕様	規格 cm×cm	1組の 枚(個)数	納入数	寝具類の洗濯・補修等の基準
掛布団	制菌布団ホック付きウォッシュャブル掛布団/0.8kg/白	140*200	1	23	年1回(23枚/年まで)
肌掛布団	制菌布団ホック付きウォッシュャブル肌布団/ベージュ /0.5kg	140*200	1	23	年1回(23枚/年まで)
枕	制菌加工ウォッシュャブル枕/ベージュ	35*50	1	23	年1回(23個/年まで)
包布	包布/生地:T30/C70 #22.5/横3本紐/白	150*210	3	69	週1回(99枚/月まで)
シーツ	A・フィットシーツ/サラシ/トリコット	85*195*20	3	69	週1回(99枚/月まで)
枕カバー	枕カバー/中寸/生地:T30/C70 #22.5/白	45*75	3	69	週1回(99枚/月まで)

5年間予定数量 41,975組(23組×365日×5年)

・在宅復帰関係寝具(7組)

種類	名称/仕様	規格 cm×cm	1組の 枚(個)数	納入数	寝具類の洗濯・補修等の基準
掛布団	制菌布団ホック付きウォッシュャブル掛布団/0.8kg/白	140*200	1	7	年1回(7枚/年まで)
肌掛布団	制菌布団ホック付きウォッシュャブル肌布団/ベージュ /0.5kg	140*200	1	7	年1回(7枚/年まで)
枕	制菌加工ウォッシュャブル枕/ベージュ	35*50	1	7	年1回(7個/年まで)
包布	包布/生地:T30/C70 #22.5/横3本紐/白	150*210	3	21	週1回(30枚/月まで)
シーツ	A・フィットシーツ/サラシ/トリコット	85*195*20	3	21	週1回(30枚/月まで)
枕カバー	枕カバー/中寸/生地:T30/C70 #22.5/白	45*75	3	21	週1回(30枚/月まで)
防水シーツ	四段スモース防水シーツ/ポリエステル100%/4層スモース	90*145	3	21	週1回(30枚/月まで)

5年間予定数量 12,775組(7組×365日×5年)

・当直用寝具(6組)

種類	名称/仕様	規格 cm×cm	1組の 枚(個)数	納入数	寝具類の洗濯・補修等の基準
掛布団	制菌布団ホック付きウォッシュャブル掛布団/0.8kg/白	140*200	1	6	年1回(6枚/年まで)
肌掛布団	制菌布団ホック付きウォッシュャブル肌布団/ベージュ /0.5kg	140*200	1	6	年1回(6枚/年まで)
枕	制菌加工ウォッシュャブル枕/ベージュ	35*50	1	6	年1回(6個/年まで)
ベッドパット	ベッドパット/90巾/側:T65/C35 #40 中綿:ポリエステル100%/白	90*200	1	6	年1回(6枚/年まで)
包布	包布/生地:T30/C70 #22.5/横3本紐/白	150*210	21	126	週7回(181枚/月まで) 回収:週1回
シーツ	敷布/生地:T30/C70 #22.5/白	160*285	21	126	週7回(181枚/月まで) 回収:週1回
枕カバー	枕カバー/中寸/生地:T30/C70 #22.5/白	45*75	21	126	週7回(181枚/月まで) 回収:週1回

5年間予定数量 10,950組(6組×365日×5年)

※規格・品質については上記と同等のものを含む。病院側の確認を受けること。

2. 追加洗濯等

寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合、追加洗濯料を支払うものとする。

種類	寝具類年間洗濯予定数量	追加洗濯料金の対象となる基準
掛布団	年36枚	年36枚までの洗濯込み、年37枚目から追加対象
肌掛布団	年36枚	年36枚までの洗濯込み、年37枚目から追加対象
枕	年36個	年36個までの洗濯込み、年37個目から追加対象
ベッドパット	年6枚	年6枚までの洗濯込み、年7枚目から追加対象
包布	年3744枚(72枚×52週)	月310枚までの洗濯込み、月311枚目から追加対象
シーツ (A・フィットシーツ)	年1560枚(30枚×52週)	月129枚までの洗濯込み、月130枚目から追加対象
シーツ (敷布)	年2184枚(42枚×52週)	月181枚までの洗濯込み、月182枚目から追加対象
枕カバー	年3744枚(72枚×52週)	月310枚までの洗濯込み、月311枚目から追加対象
防水シーツ	年364枚(7枚×52週)	月30枚までの洗濯込み、月31枚目から追加対象

※予定数量は、令和5年度中で想定された数量であり、発注することを約束したものではない。

福島県ふたば医療センター附属病院 カーテン仕様書

カーテン

フロア	部屋名	用途	品名	品番	W	-	H	開閉	箇所数
1 F	病室	窓	ドレープ	TKY80129/80131/80133	240	-	220	両開き	30
		入口	メッシュ	TKY80016/80018/80020	250	-	235	片開き	30
	仮眠室	入口	メッシュ	TKY80017	250	-	235	片開き	1
	リハビリテーション室	間仕切り	メッシュ	TKY80092+80052	400	-	255	片開き	3
		間仕切り	メッシュ	TKY80092+80052	250	-	255	片開き	1
	外来患者処置室	間仕切り	メッシュ	TKY80083+80093	200	-	235	片開き	1
		間仕切り	メッシュ	TKY80083+80093	450	-	235	片開き	3
		間仕切り	メッシュ	TKY80083+80093	500	-	235	片開き	2
	診察室1	間仕切り	メッシュ	TKY80083+80093	450	-	235	片開き	1
	診察室2	間仕切り	メッシュ	TKY80083+80093	450	-	235	片開き	1
	診察室3	間仕切り	メッシュ	TKY80083+80093	450	-	235	片開き	1
	一般撮影室	間仕切り	メッシュ	TKY80092+80052	350	-	270	片開き	1
	CT室	間仕切り	メッシュ	TKY80092+80052	250	-	270	片開き	1
	初療室	間仕切り	メッシュ	TKY80092+80052	400	-	270	片開き	1
	UPS室	窓	遮光	TKY80380	190	-	180	両開き	1
	脱衣室	入口	メッシュ	TKY80092+80052	250	-	235	片開き	3
警備員室	間仕切り	メッシュ	TKY80016	350	-	235	片開き	1	
2 F	スタッフ更衣室	入口	メッシュ	TKY80016	250	-	235	片開き	2
	当直室3	入口	メッシュ	TKY80016	150	-	235	片開き	1

レースカーテン

フロア	部屋名	用途	品名	品番	W	-	H	開閉	箇所数
1F	病室	窓	レース	TKY80433	160	-	183	両開き	30
								小計	115

※カーテン洗濯対象の㎡数は927.5㎡です。

【参考1】

医療法施行規則

(昭和二十三年十一月五日)

(厚生省令第五十号)

第九条の十四 法第十五条の三第二項の規定による患者、妊婦、産婦又はじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類(以下「寝具類」という。)の洗濯の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所及び助産所における当該業務を委託する場合にあつては、第十号に該当する者であることとする。

- 一 受託業務を行うために必要な従事者を有すること。
 - 二 洗濯施設は、隔壁等により外部及び居室、便所等の他の施設と区分されていること。
 - 三 寝具類の受取場、洗濯場、仕上場及び引渡場は、洗濯物の処理及び衛生保持に必要な広さ及び構造を有し、かつ、それぞれが区分されていること。
 - 四 洗濯施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。
 - 五 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレスのために必要な機械及び器具を有すること。
 - 六 洗濯物の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤等を専用に保管する保管庫又は戸棚等を有すること。
 - 七 仕上げの終わった洗濯物の格納施設が清潔な場所に設けられていること。
 - 八 寝具類の受取場及び引渡場は、取り扱う量に応じた適当な広さの受取台及び引渡台を備えていること。
 - 九 寝具類の運搬手段について、衛生上適切な措置を講じていること。
 - 十 受託業務を行う施設について、クリーニング業法第五条第一項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行つていること。
 - 十一 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - イ 運搬の方法
 - ロ 医療機関から受け取った洗濯物の処理の方法
 - ハ 施設内の清潔保持の方法
 - 十二 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - イ 寝具類の洗濯の方法
 - ロ 業務の管理体制
 - 十三 従事者に対して、適切な研修を実施していること。
- (平五厚令三・追加、平三〇厚労令九三・一部改正)

【参考2】

(別添1)

病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準

第1 目的

この基準は、病院における寝具類（以下「寝具類」という。）の洗濯を受託する洗濯施設たるクリーニング所（以下「クリーニング所」という。）が遵守すべき管理のあり方等を定め、もって寝具類の洗濯における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 管理

1 クリーニング師の役割

- (1) クリーニング業法に基づき必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び寝具類の洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。
- (2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯等の適正な処理等について常に指導的な立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めること。

2 施設、設備及び器具の管理

- (1) クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。
- (2) クリーニング所内は、細菌の汚染程度により、①汚染作業区域（受取場、選別場、消毒場）、②準汚染作業区域（洗い場、乾燥場等）、③清潔作業区域（仕上場、引渡場等）に分け、従業員が各区域を認識しうるようにすること。
- (3) クリーニング所内は、ねずみ、昆虫が生息しないようにすること。
- (4) クリーニング所内は、採光及び照明を十分にすること（照明器具は、少なくとも年2回以上清掃するとともに、常に適正な照度が維持されるようにすること）。
- (5) クリーニング所内は、換気を十分にすること。
- (6) クリーニング所内外は、常に排水が良く行われるようにすること。
- (7) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス及び給湯に係る機械又は器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。

- (8) 消毒、洗濯、脱水、乾燥及びプレスに係る機械又は器具類、作業台、運搬・集配容器等で寝具類が接触する部分（仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器を除く。）については、毎日業務終了後に洗浄又は清掃し、仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器については、少なくとも一週間に1回以上清掃すること。また、これらについては、適宜消毒を行うこと。
- (9) ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。
- (10) プレス機、馬（アイロン仕上げに用いる下ごて）等の被布は、清潔な白布を使用し適宜取り替えること。
- (11) 作業に伴って生じる繊維くず等の廃棄物は、専用容器に入れ、適正に処理すること。
- (12) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (13) 消毒前の寝具類を受け取る場合には、消毒を行うまでの間、感染の危険のある旨を表示した容器に密閉して収納しておくこと。この場合において、当該容器は、消毒前の寝具類のみを収納する専用の容器であること。
- (14) 営業者（管理人を含む。以下同じ。）又はクリーニング師は、毎日クリーニング所の施設、設備及び器具の衛生全般について点検管理すること。

3 寝具類の管理及び処理

- (1) 寝具類は、病院における消毒の有無及び感染の危険度に応じ適正に選別すること。
- (2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。
 - ① 感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。
 - ② ①以外のものについては、次のいずれかの方法によること。
 - ア 本通知別添2に定める消毒方法（ただし、洗濯がこれと同様の効果を有する方法によって行われる場合は、消毒しなくてもよい。）
 - イ 洗濯において消毒効果のある塩素剤を使用する方法
 - (ア) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃～70℃の適量の温湯中で10分間以上本洗を行い、換水後、遊離塩素が約250ppmを保つよう塩素剤を添加の上、同様の方法で再度本洗を行うこと。

(イ) すすぎは、清浄な水を用いて、初回は約60℃の温湯中で約5分間行い、2回目以降常温水中で約3分間4回以上繰返して行うこと。この場合各回ごとに換水すること。

ウ 洗濯において消毒効果のある四塩化（パークロル）エチレンを使用する方法四塩化（パークロル）エチレンに5分間以上浸し洗濯した後四塩化エチレンを含む状態で50℃以上に保たせ10分間以上乾燥させるか、又は、四塩化（パークロル）エチレンで12分間以上洗濯すること。

- (3) 寝具類の洗濯にあたっては、①感染の危険度の低い物から順に洗濯するなど適切な配慮を行うこと、②繊維の種類及び汚れの程度等に応じた適切な洗濯方法により行うこと、③ランドリー処理を行う場合には、適切に洗剤及び薬剤（漂白剤、酸素剤、助剤等）を選定して適量使用し、処理工程及び処理時間を適正に調整すること、④ドライクリーニング処理を行う場合には、適切に選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間及び温度等を適正に調整すること。
- (4) ランドリー処理における寝具類のすすぎは、清浄な水を使用して少なくとも3回以上行うこと。また、この場合、すすぎの水の入替えは、完全排水を行った後に行うこと。
- (5) 寝具類のしみ抜き作業は、繊維の種類、しみの種類・程度等に応じた適当な薬剤を選定し、しみ抜き場等所定の場所で行うこと。
- (6) 寝具類の処理に使用した消毒剤、有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった寝具類に残留することがないようにすること。
- (7) 仕上げの終わった寝具類は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。
- (8) 営業者又はクリーニング師は、クリーニング所における寝具類の処理及び取扱いが衛生上適切に行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。

4 消毒剤及び洗剤等の管理

- (1) 消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。
- (2) ランドリー処理において使用する水は、清浄なものであること。
- (3) ドライクリーニング処理において使用する有機溶剤は、清浄なものとし、有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等については、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

また、ドライクリーニング処理を行う場合には、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること。

- (4) 営業者又はクリーニング師は、各種の消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の特性及び適正な使用方法について従事者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にさせること。

5 従事者の管理

- (1) 受託者は、常に従事者の健康管理に注意し、従事者が感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従事者を作業に従事させないこと。
- (2) 受託者は、従事者又はその同居者が一類感染症等患者又はその疑いのある者である場合は、当該従事者が治癒又はり患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。
- (3) 従事者は、感染の危険のある疾患に感染し、又はその疑いがある場合には、受託者又はクリーニング師にその旨を報告し、指示に従うこと。
- (4) 受託者又はクリーニング師は、施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯物の適正な処理並びに消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の適正な使用等について常に従事者の教育及び指導に努めること。
- (5) 従事者は、移動による感染を予防するため、第二の2の(2)に掲げる各作業区域間移動に際しては、手洗い及び消毒を確実にを行い、また、その移動回数は必要最小限にとどめること。

第3 自主管理体制

- 1 受託者は、施設設備及び寝具類の管理等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従事者に周知徹底させること。
- 2 受託者は、営業施設ごとに施設、設備及び寝具類を管理し、寝具類の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他の適当な者にこれらの衛生管理を行わせること。
- 3 クリーニング師等は、受託者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めること。

【参考3】

(別添2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。

1 理学的方法

(1) 蒸気による消毒蒸気滅菌器等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上作用させること。

ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌（破傷風菌、ガス壊疽菌等）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）については、120℃以上の湿熱に20分間以上作用させること。

(注)

- 1 温度計により器内の温度を確認すること。
- 2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。

(2) 熱湯による消毒

80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと。

(注)

- 1 温度計により温度を確認すること。
- 2 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがあるので留意すること。

2 化学的方法

(1) 塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に、30℃で5分間以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。）。

(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。

(2) 界面活性剤による消毒

逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。

(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないとう消毒効果がないことがあるので留意すること。

(3) クロールヘキシジンによる消毒

クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。

(注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。

(4) ガスによる消毒

① ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積 1 立方メートルにつきホルムアルデヒド 6 g 以上及び水 40 g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃以上で 7 時間以上触れさせること。

② エチレンオキシドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス（炭酸ガス、フロンガス等）を混合したものを注入し、大気圧下で 50℃以上で 4 時間以上作用させるか、又は 1 kg/cm²まで加圧し 50℃以上で 1 時間 30 分以上作用させること。

③ オゾンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、C T 値 6000pm・min 以上作用させること。

また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成 19 年 3 月 30 日付医政経発第 0330002 号厚生労働省医政局経済課長通知）を遵守すること。

(注)

1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。

(5) 過酢酸による消毒

過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に 60℃以上で 10 分間以上、又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に 50℃以上で 10 分間以上浸すこと。

(注) 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるので留意すること。